

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 地籍調査に関する事業計画を定めた件
 - 保安林の指定を解除する件
 - 道路の区域を変更する件
 - 道路の供用を開始する件
- 正 誤
 - 平成二十六年十一月二十一日付け定例第二千六百四十四号中
 - 平成二十六年十二月二十四日付け号外第七十一号中

告 示

福島県告示第九十号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十六年福島県告示第二百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月十七日から施行する。
平成二十七年二月十七日

表白河市の項中「天神町」を「天神町 石切場」に改める。
福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年二月十七日

一 解除に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜六九の一、六九の七、六九の八、七〇の三、七四の

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一、七五の一、七六、一一二の一、一一二の一七、一一二の二一、一五三の一、一六七の二、一六八の二、一七〇から一七四まで、一七五の一、一七五の二、一七六の一、一七六の二、一七七の一、一七八、一八〇、一八一の一、一八二の一
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道保原 伊達崎桑 折線	伊達郡桑折町大字伊達 崎字前田三番五地先か ら	変更前	九・五 一・七	一九六・〇
	同 郡同 町大字下郡 字鶴巻七番三地先まで	変更後	九・五 一・七	一九六・〇

（道路計画課）

福島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道保原伊達崎桑折 線	伊達郡桑折町大字伊達崎字前田三 番五地先から	平成二十七年二月一七日

同 郡同 町大字下郡字鶴巻七番
三地先まで

(道路計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十六年十一月二十一日付け定例第二千六百四十四号中

五六〇	下	一二及 び一九	もの	者
-----	---	------------	----	---

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第七十一号中

二五	四	後ろか ら一六	中 給 4号給8,626円	号 給 円、4号給8,626円
----	---	------------	------------------	--------------------